

忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

日本国内在住の20～60歳までのすべての人に、国民年金の加入と年金保険料の納付義務があります。また、年金制度によって老後の所得保障だけでなく、障害年金や遺族年金などが受けられるようになっています。

年金加入手続きがされていないと年金受給額の減額や、万一の時に障害年金・遺族年金が受け取れないなどの事態を招きますので、必ず手続きをしてください。

■加入の手続き

退職した人は第1号被保険者(学生、自営業者、無職の人など)になるため、住民人権課で手続き※をしてください。

就職した人は第2号被保険者(会社員、公務員)に、その人に扶養される配偶者は第3号被保険者になり、勤務先の事業所が加入手続きを行います。

また、配偶者の扶養から外れることで、第3号被保険者から第1号被保険者になる場合は住民人権課で手続き※をする必要があります。

※手続き時の必要書類

- ・退職した人…厚生年金・健康保険資格喪失証明書、離職票など
- ・配偶者の扶養から外れた人…厚生年金・健康保険資格喪失証明書

問 住民人権課 ☎32-1104
大垣年金事務所 ☎78-5166

全国健康保険協会(協会けんぽ)岐阜支部 令和3年度保険料率に変更となります

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率・介護保険料率が下記のとおり変更となります。

●健康保険料率：9.83%(0.09%引下げ) ●介護保険料率：1.80%(0.01%引上げ)

詳しくは全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページにて確認ください。

問 全国健康保険協会岐阜支部 ☎058-255-5155

4月2日は「世界自閉症啓発デー」、 4月2日から8日は「発達障害啓発週間」です



国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。また毎年、4月2日から8日は「発達障害啓発週間」です。

自閉症は、「常に自分の殻に閉じこもっている状態」と思われることや、「親の育て方が冷たかったことが原因ではないか」と思われることがありますが、これは正しくありません。脳の発達の仕方の違いから「他の人の気持ちや感情を理解すること」「言葉を適切に使うこと」「新しいことを学習すること」などが苦手で、自分の感じたままに話したり、行動したりすることもあるため、真面目に取り組んでいても誤解されることがあります。

一人ひとりが発達障害について正しく理解し、発達障害の人へのご支援をお願いします。

問 健康福祉課 ☎32-1105